

計 量 証 明 書

令和8年1月7日

飯山陸送株式会社 様	
測 定 施 設	豊田工場(裕処分場) 焼却設備(煙突測定孔)
測 定 日	令和7年12月19日
測 定 時 刻	9:19 ~ 11:57
測 定 者	特定物質計量センター 井上博貴
発 行 番 号	M25CA130-001



環境検査計測事業部
〒381-2283 長野市稲里一丁目5番地3
TEL(026)284-5114 FAX(026)284-6138
計量証明事業所
長野県知事登録 環境第37号
環境計量士 塩崎 剛志



上記に対する排ガスの測定結果を次の通り証明致します。

計量の対象		計量の結果	排出基準	単位	計量の方法
窒素酸化物	測定値	41	－	volppm	JIS K 0104 連続分析法(化学発光方式)
	酸素12%換算値	90	250		
塩化水素	測定値	36	－	mg/m ³	JIS K 0107 イオンクロマトグラフ法
	酸素12%換算値	79	700		
全水銀	測定値	0.49	－	μg/m ³	平成28年 環境省告示第94号 個別試料採取-還元気化原子吸光 法
	酸素12%換算値	1.0	50		
備 考					
・ 当施設は大気汚染防止法第2条で規定された廃棄物焼却炉に該当致します。 なお排出基準は大気汚染防止法第3条及び第18条の22より上記の通りとなります。					
・ 酸素濃度換算値及び排出量は計量法第107条の対象外です。					
・ 計量の方法は大気汚染防止法施行規則第15条及び第16条の12に準拠しています。					
・ 本報告書におけるvol%及びvolppmはそれぞれ体積百分率及び体積百万分率を示します。					

計 量 証 明 書

令和7年11月10日

飯山陸送株式会社 様	
測 定 施 設	豊田工場(裕処分場) 焼却設備(煙突測定孔)
測 定 日	令和7年10月24日
測 定 時 刻	9:31 ~ 14:43
測 定 者	特定物質計量センター 井上博貴
発 行 番 号	M25AA130-001



環境検査計測事業部
〒381-2283 長野市稲里一丁目5番地3
TEL(026)284-5114 FAX(026)284-6138
計量証明事業所
長野県知事登録 環境第37号
環境計量士 塩崎 剛志



上記に対する排ガスの測定結果を次の通り証明致します。

計量の対象		計量の結果	排出基準	単位	計量の方法
ばいじん	測定値	0.00049	-	g/m ³	JIS Z 8808 ろ過捕集による重量濃度測定方法
	酸素12%換算値	0.00099	0.08		
硫黄酸化物	濃度	10 未満	-	volppm	JIS K 0103 イオンクロマトグラフ法
	排出量	0.41 未満	18 (K値=17.5)	m ³ /h	
窒素酸化物	測定値	45	-	volppm	JIS K 0104 連続分析法(化学発光方式)
	酸素12%換算値	89	250		
塩化水素	測定値	32	-	mg/m ³	JIS K 0107 イオンクロマトグラフ法
	酸素12%換算値	65	700		

備 考

- 当施設は大気汚染防止法第2条で規定された廃棄物焼却炉に該当致します。
なお排出基準は大気汚染防止法第3条及び第18条の22より上記の通りとなります。
- 酸素濃度換算値及び排出量は計量法第107条の対象外です。
- 計量の方法は大気汚染防止法施行規則第15条及び第16条の12に準拠しています。
- 本報告書におけるvol%及びvolppmはそれぞれ体積百分率及び体積百万分率を示します。

計 量 証 明 書

令和7年7月9日

飯山陸送株式会社 様	
測 定 施 設	豊田工場(谿処分場) 焼却設備(煙突測定孔)
測 定 日	令和7年6月25日
測 定 時 刻	9:05 ~ 10:30
測 定 者	特定物質計量センター 井上博貴 神林宏太郎
発 行 番 号	M256A130-001



環境検査計測事業部

〒381-2283 長野市稲里一丁目5番地3

TEL(026)284-5114 FAX(026)284-6138

計量証明事業所

長野県知事登録 環境第37号

環境計量士

塩崎 剛志



上記に対する排ガスの測定結果を次の通り証明致します。

計量の対象		計量の結果	排出基準	単位	計量の方法
窒素酸化物	測定値	46	-	volppm	JIS K 0104 連続分析法(化学発光方式)
	酸素12%換算値	94	250		
塩化水素	測定値	23	-	mg/m ³	JIS K 0107 イオンクロマトグラフ法
	酸素12%換算値	46	700		

備 考

- 当施設は大気汚染防止法第2条で規定された廃棄物焼却炉に該当致します。
なお排出基準は大気汚染防止法第3条及び第18条の22より上記の通りとなります。
- 酸素濃度換算値及び排出量は計量法第107条の対象外です。
- 計量の方法は大気汚染防止法施行規則第15条及び第16条の12に準拠しています。
- 本報告書におけるvol%及びvolppmはそれぞれ体積百分率及び体積百万分率を示します。

計 量 証 明 書

令和7年3月10日

飯山陸送株式会社 様	
測 定 施 設	豊田工場(裕処分場) 焼却設備(煙突測定孔)
測 定 日	令和7年2月26日
測 定 時 刻	9:18 ~ 10:25
測 定 者	村上実 小林靖幸
発 行 番 号	M252A130-001

 **ミヤマ株式会社**

環境検査計測事業部

〒381-2283 長野市稲里一丁目5番地3

TEL(026)284-5114 FAX(026)284-6138

計量証明事業所

長野県知事登録 環境第37号

環境計量士

塩崎 剛志



上記に対する排ガスの測定結果を次の通り証明致します。

計量の対象		計量の結果	排出基準	単位	計量の方法
窒素酸化物	測定値	42	-	volppm	JIS K 0104 連続分析法(定電位電解方式)
	酸素12%換算値	110	250		
塩化水素	測定値	30	-	mg/m ³	JIS K 0107 イオンクロマトグラフ法
	酸素12%換算値	74	700		

- ・ 当施設は大気汚染防止法第2条で規定された廃棄物焼却炉に該当致します。
なお排出基準は大気汚染防止法第3条及び第18条の22より上記の通りとなります。
- ・ 酸素濃度換算値及び排出量は計量法第107条の対象外です。
- ・ 計量の方法は大気汚染防止法施行規則第15条及び第16条の12に準拠しています。
- ・ 本報告書におけるvol%及びvolppmはそれぞれ体積百分率及び体積百万分率を示します。

計 量 証 明 書

令和6年12月23日

飯山陸送株式会社 様

測 定 施 設	豊田工場(谿処分場) 焼却設備(煙突測定孔)
測 定 日	令和6年12月10日
測 定 時 刻	9:32 ~ 12:10
測 定 者	市岡孝一郎 南澤修
発 行 番 号	M24CA130-001

 ミヤマ株式会社

環境検査計測事業部

〒381-2283 長野市稲里一丁目5番地3

TEL(026)284-5114 FAX(026)284-6138

計量証明事業所

長野県知事登録 環境第37号

環境計量士

塩崎 剛志



上記に対する排ガスの測定結果を次の通り証明致します。

計量の対象		計量の結果	排出基準	単位	計量の方法
窒素酸化物	測定値	44	-	volppm	JIS K 0104 連続分析法(定電位電解方式)
	酸素12%換算値	110	250		
塩化水素	測定値	120	-	mg/m ³	JIS K 0107 イオンクロマトグラフ法
	酸素12%換算値	310	700		
全水銀	測定値	1.6	-	μg/m ³	平成28年 環境省告示第94号 別紙2-1 及びJIS K 0222 湿式吸収-還元気化原子吸光分析法
	酸素12%換算値	4.1	50		

備 考

- 当施設は大気汚染防止法第2条で規定された廃棄物焼却炉に該当致します。
なお排出基準は大気汚染防止法第3条及び第18条の22より上記の通りとなります。
- 酸素濃度換算値及び排出量は計量法第107条の対象外です。
- 計量の方法は大気汚染防止法施行規則第15条及び第16条の12に準拠しています。
- 本報告書におけるvol%及びvolppmはそれぞれ体積百分率及び体積百万分率を示します。